



国土交通省道路局長 様

津 総 第 122号
平成18年4月1.6日

熊本県津奈木町長 西 川



中期的な計画の作成にあたっての意見

過疎地の行政を担う者として、「道路特定財源の見直しに関する具体策」による中期的計画の作成にあたり検討されるであろう、道路特定財源の一般財源化には反対である。ただし、一般財源化の用途として、使途制限をもうけ排ガス規制の研究費や、道路沿電柱電線の地中化に対する補助、防犯灯や街路灯の設置、防音対策、パーキングや休憩所の設置など、現道路交通体系等の環境改善にかかわる事業に使用することについては良いかと思う。

重点化を進める上で特に優先度の高い政策については、国土計画の中で軸となる高速道路の早期完成、又はそれぞれの高速道路を結ぶバイパス的な高速道路の整備、並びに破損や耐震等に問題のある道路等の早めの補修によりこれまで社会資本に投下された物を永く使うことが必要だと思う。

効率化を徹底的に進める上で重視すべきことについては、新しく道路を新設することより、都市部の混雑する交差点や道路と鉄道の立体交差化、又はバイパス建設による渋滞の緩和などが効率化につながると思う。

その他、道路政策や道路の整備・管理全般については、道路に切迫した看板等を主としたサインについて、国で色や形や内容等の規制を設けることや、冒頭で申し上げた混雑する道路の電柱・電線の地中化、古くなった道路の補修、耐震補強の必要な施設の補強等を、道路特定財源を使用して早めに行うことが必要だと思う。